

第 644 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 1 時 25 分から午後 1 時 50 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩		
5	稲村 耕一	6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容			12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（2 人）

4	川口 寛市	11	森田 泰彰				
---	-------	----	-------	--	--	--	--

5 事務局職員（4 人）

局長 嶋田 清一	副主査 宮崎 将人	書記 石井 彩里奈	書記 川崎 聡

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について

軽微な農地改良報告

専決処分報告

第 644 回 富津市定例農業委員会

発言者	発 言 内 容
局長	開会 午後 1 時 25 分 皆様こんにちは。出席予定の委員の皆さまがお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 委員の皆様には、ご多用のところ第 644 回定例農業委員会総会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。 それでは、開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、4 番 川口委員、11 番 森田委員が欠席で、委員 14 名中 12 名の出席となっております。 従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。 会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により 会長をお願いいたします。
議長	(議長挨拶) ・・・議長挨拶・・・
議長	(開会) ただ今から、第 644 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。
議長	(議事録署名人の指名) それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。 5 番 稲村委員、6 番 大塚委員を指名いたします。
議長	それでは、議事に入らせていただきます。

議長	(議事) 【議案第 1 号】 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第 1 号 1 番及び 2 番ですが、取下げとなりましたので、議案第 1 号 3 番について、担当委員の現地調査及び説明を、12 番 安田委員、お願いします。
安田委員	議案第 1 号 3 番について、申請地を 4 月 20 日に確認しましたので説明いたします。 所在につきましては別添資料をご覧ください。 環小学校より東南東の方向 1.1 km に所在する農地です。 義務者は、相続により取得をした農地ですが、耕作できないため、権利者に耕作をお願いしておりました。 今後も自ら耕作等することが出来ないことから、権利者に当該農地について相談したところ合意が整い、今回売買による所有権移転の申請であります。 営農計画としましては、水稻及び露地野菜の栽培を計画しております。 以上となります。
議長	担当委員の説明は終わりました。 事務局、補足説明をお願いします。
事務局 (川崎)	ただいまの安田委員の説明に補足をさせていただきます。 義務者は、今後も耕作が出来ないため、耕作を依頼していた権利者へ売却の相談をしたところ、権利を取得し引き続き耕作を行っていきたいことから受諾し、本申請を行うものであります。 申請地は、農振農用地区域内農地 5 筆 4,719 m²、権利者の耕作面積は、518 m²、農作業歴 60 年、従農数 1 名であります。 農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えま

議長	す。 以上です。 事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。（なし声） 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第 1 号 3 番は承認されました。
議長	次に、議案第 1 号 4 番及び 5 番ですが、権利者が同一かつ同一理由による申請ですので、一括審議、個別採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし） それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。 担当委員の現地調査及び説明を、12 番 安田委員、お願いします。
安田委員	議案第 1 号 4 番・5 番について、申請地を 4 月 20 日に確認しましたので説明いたします。 所在につきましては別添資料をご覧ください。 環小学校より東南東の方向 1.3 km に所在する農地です。 義務者は、高齢で耕作出来る者が居なく管理困難な状況で、農地も耕作放棄の状態にあります。 今後も自ら耕作等することが出来ないことから、権利者に当該農地等について相談したところ合意が整い、今回売買による所有権移転の申請であります。 営農計画としましては、水稻及び露地野菜の栽培を計画しております。 以上となります。

議長	担当委員の説明は終わりました。 事務局、補足説明をお願いします。
事務局 (川崎)	ただいまの安田委員の説明に補足をさせていただきます。 義務者は、高齢で後継者もなく、今後耕作する予定もないことから、不動産さんを介し、権利者へ売却の相談をしたところ、農業経営規模拡大を考えていたこともあり、購入することで合意が整い、本申請となったものであります。 権利者は現在、君津市に田 11 筆 10,023 m²、畑 8 筆 1,622 m²、合計 19 筆 11,645 m²の農地を所有し、年間 150 日の従事日数で農業経営をされており、君津市農業委員会より農業経営の実態証明が提出されております。 収穫物については、自家消費の他、都内の中華料理店に卸し、知人への贈り物としても使用予定です。 申請地は、農振農用地区域内農地 4 筆 4,793 m²、農振農用地区域外農地 1 筆 161 m²、権利者の耕作面積は、11,645 m²、農作業歴 11 年、従農数 1 名であります。 農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。 以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。（なし声） 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第 1 号 4 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手多数であります。 よって議案第 1 号 4 番は承認されました。

議長	続いて、議案第 1 号 5 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手多数であります。 よって議案第 1 号 5 番は承認されました。 次に、議案第 1 号 6 番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、5 番 稲村委員、お願いします。
稲村委員	議案第 1 号 6 番について、申請地を 5 月 5 日に確認しましたので説明いたします。 所在につきましては別添資料をご覧ください。 飯野小学校より北西の方向 300m に所在する農地です。 義務者は、高齢で経営規模縮小を考えており、当該地もいくつかの果樹等が植わっているものの休耕地の状態です。 権利者に当該農地等について相談したところ双方の合意が整い、今回売買による所有権移転の申請であります。 営農計画としましては、果樹、露地野菜等の栽培を計画しております。 以上となります。
議長	担当委員の説明は終わりました。 事務局、補足説明をお願いします。
事務局 (川崎)	ただいまの稲村委員の説明に補足をさせていただきます。 義務者は、高齢の為、経営規模縮小を考えており、権利者へ売却の相談をしたところ、自宅にも隣接している当該農地を取得し、新規就農を考え本申請となったものであります。 営農計画としましては、ニンジン、さつまいも、柿等を耕作し、生産物については、JA 味楽園さだもと店に出荷する計画となっております。

議長	申請地は、農振農用地区域外農地 1 筆 922 m²、権利者の耕作面積は、新規就農者であるため 0 m²、自己所有農地はありませんが、知り合いの農地での耕作経験として農作業歴 15 年あるとのこと、従農数 3 名であります。 農機具の所有状況は、耕運機、草刈り機、軽トラック等を所有しております。 以上です。 事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。（なし声） 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第 1 号 6 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第 1 号 6 番は承認されました。
議長	【議案第 2 号】 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第 2 号 1 番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、1 番 鈴木委員、お願いします。
鈴木委員	議案第 2 号 1 番について申請地を 5 月 5 日に確認しましたので、説明いたします。 申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 JA きみつ大佐和支店から東の方向約 100m の地点に位置する農地であります。 申請地は、孫である権利者が専用住宅を隣接地に建築予定です

	が、祖母である譲渡人の農地に一部用地として入ってしまっている状態であるため、使用貸借の承諾を得て一部転用するものです。 なお、周辺農地に影響がないよう施工し、近隣農地の所有者へも説明を行い了承済みです。 以上です。
議長	担当委員の説明は終わりました。 事務局、補足説明をお願いします。
事務局 (宮崎)	ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。 農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第２種農地と判断されます。 造成計画は整地のみであり、汚水、雑排水については合併浄化槽で処理後、市道の側溝に接続する計画です。 資金については、工事費に対し自己資金及び借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。 専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。 以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。（なし声） 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第２号１番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第２号１番は承認されました。

議長	【議案第 3 号】 次に、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。 こちらは農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画案となっております。 それでは事務局から、説明をお願いします。
事務局 (宮崎)	議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。 本案件は、農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 号第 2 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案の作成及び公益社団法人千葉県園芸協会に提出するため、富津市長より農業委員会に対し意見を求めるため提出されたものであり、令和 8 年第 5 次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。 利用権の設定の内容でございますが、貸し手及び借り手の権利設定につきましては、整理番号 8-5-4 まで、合計で貸し手 1 名、借り手 1 名、筆数 4 筆、面積 3,069 m²であります。 設定内容は、利用権設定各筆明細のとおりでございます。 次に、議案資料として 5 ページに賃借権の設定を受ける者の農業経営の状況でございます。 今回は、農地所有適格法人について、設定を受ける土地の面積、事業に供している農用地の面積、主な農機具の所有状況、農業従事者数、及び農業従事日数等を抜粋して表にまとめております。 事務局からの説明は以上でございます。
議長	事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。(なし声) 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。

議長	議案第３号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第３号は承認されました。
議長	【軽微な農地改良の届出について】 次に、「軽微な農地改良の届出」がございましたので、事務局から、報告をお願いします。
事務局 (宮崎)	軽微な農地改良の届出について説明いたします。 千葉県農地転用事務指針では、農地を埋め立てて農地改良をするには、一時転用の許可が必要ですが、農地に埋立てを行う際、高さ１メートル未満であり、工事期間が３カ月以内、他法令の許可要しない、従前の土質と同等以上の土砂を搬入するなどの要件を満たせば、軽微な農地改良として、届出で足りることとしています。 申請地は、両隣の農地が高いため、水はけが悪く、作付けが出来ない状態のため、山砂を搬入し、農地改良をするための届出がありました。 農地改良に関する要件、記載内容及び添付書類の不備はありませんでしたので、届出を受理しました。 以上です。
議長	事務局の報告は終わりました。
議長	【専決処分報告について】 次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」、事務局長からお願いします。
局長	専決処分について、ご報告いたします。 農地法第５条第１項第６号の規定による届出でございますが、市街化区域内にある農地の権利移動３件でございます。

議長	1 番につきましては、資材置場用地として所有権移転するもので、面積は 1758 平方メートルでございます。 2 番につきましては、専用住宅用地として所有権移転するもので、面積は 230 平方メートルでございます。 3 番につきましては、専用住宅用地として所有権移転するもので、面積は 456 平方メートルでございます。 これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。 以上、報告させていただきます。 事務局長の報告は終わりました。 以上で本日の案件はすべて終了いたしました。 そのほかに、委員さんの方から何かありますか。 事務局、何かありますか。
事務局 (宮崎)	特にございません。
議長	皆様には、慎重審議を賜りましてありがとうございました。 なお、次回の農業委員会総会は、6 月 4 日 木曜日、場所は 401 会議室、時間は午後 1 時 30 分から開催いたします。 以上で、本日の定例総会を終了いたします。 閉会 午後 1 時 50 分